

改正後	現行
前略	前略
(障害者割引) 第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引基準、知的障害者旅客運賃割引基準または精神障害者旅客運賃割引基準により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 2 身体障害者、知的障害者または精神障害者が単独で乗車するとき、ならびに第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者が介護者とともに乗車するときは、前項による割引の取扱いを行う。 3 前各項にかかわらず、当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 (2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。 4 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。 (障害者割引運賃の端数処理) 第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を	(身体障害者割引および知的障害者割引) 第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引基準および知的障害者旅客運賃割引基準により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 2 第1種身体障害者、第2種身体障害者、第1種知的障害者および第2種知的障害者が単独で乗車するとき、ならびに第1種身体障害者および第1種知的障害者が介護者とともに乗車するときは、前項による割引の取扱いを行う。 3 前各項にかかわらず、当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。 (2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。 4 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。 (身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理) 第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を

切り捨てた額とする。	後略	切り捨てた額とする。	後略
------------	----	------------	----